

京都府議会定数について（コメント）

2018年10月4日

日本共産党京都府会議員団

団長 前窪 義由紀

京都府議会は10月4日、議会運営委員会を開き、来春の府議会議員選挙にかかる定数について、「今回は現状維持」とする報告を議長に提出した。

京都府議会は、平成27年国勢調査確定値にもとづき、定数のあり方について、選挙区・定数等小委員会で7月から論議を行ってきた。わが党は、一票の格差を是正し、多様な民意を正確に府政に反映すること、定数削減ありきの論議はすべきでないこと、それらをふまえ熟議の上、全会派が一致して結論を出すこと、等求めてきた。

ところが9月28日の第四回小委員会で、自民党が突如「木津川・相楽郡選挙区」から「精華町」を分区し、定数1とし、全体定数を60から61にすること、また政務活動費の削減を合わせて提案した。

わが党は、木津川市等から提出されてきた選挙区定数増（2から3へ）を求める議会決議にも反し、しかも多様な民意が反映しにくく大政党に有利な一人区をつくる党利党略であること、さらに、議会運営上これまでの論議を無視する突然の提案で熟議する時間がないこと等指摘し、提案すること自体問題であることを厳しく批判した。

また、同提案に対し、10月1日、木津川市、和束町、笠置町、南山城村の各首長および議会議長がそろって、京都府議会議長と面会し、精華町単独の定数1選挙区を設ける案は「地域の思いを分断するものであり、決して容認できるものではありません」との要望書が提出された。

こうした中、10月2日第五回小委員会で、自民党会派から精華町分区案の取り下げを再提案せざるを得なくなった。その結果、自民党会派の突然の提案はすべて認められず、定数について現状維持となった。

これらは、自民党会派の激しい劣化と暴走ぶりを府民的に示したとともに、道理と府民の力でその狙いを阻止したものである。

わが党は、引き続き府民の多様な民意が議会に反映できるよう、また民主的な議会運営がなされるよう全力をあげる。

以上

選挙区・定数等に係る検討結果

平成30年10月4日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、平成31年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、平成30年7月12日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結論は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検等と課題

(1) 点検等の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について点検等を実施し、課題を抽出する。
- ・ 点検等の実施に当たっては、平成27年国勢調査人口を基本とし、直近の推計人口なども参考とする。

(2) 点検等に当たっての主な視点

- ・ 「一票の較差」の状況（現状、最大1.76倍）
- ・ 「逆転選挙区」の状況（現状、2通り）
- ・ 市町村議会での決議（木津川市及び相楽郡の区域に係る定数関係）
- ・ 全国の趨勢（公職選挙法の改正の経過、他の都道府県の状況等）
- ・ 前期までの経過
- ・ 府民視点

2 検討の結果

各派間で検討した結果について、次のとおり、取りまとめるものとする。

(1) 「一票の較差」について

- これまで、府議会としては「一票の較差」の是正に取り組んできたところであるが、平成27年国勢調査人口による較差は、最大で1.76倍にとどまっている。
- 今回については、(2)のイのとおり、選挙区について現状維持とするので、今後とも、「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきである。

(2) 議員定数及び選挙区について

ア 議員定数についての基本的方向性

- 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきである。

イ 平成31年一般選挙の取扱いについて

- 議員定数及び選挙区は、今回については、現状維持とする。